

図

国保課に届け出が必要なとき

国保に加入するとき

- ①他市町村で国保に加入していた人が帯広市に転入したとき
- ②子どもが生まれたとき
- ③職場の健康保険を脱退したり扶養から外れたとき(郵送可)
- ④生活保護を受けなくなったとき

国保を脱退するとき

- ⑤帯広市から転出するとき
- ⑥職場の健康保険に加入したり被扶養者になったとき(郵送可)
- ⑦生活保護を受けたとき
- ⑧死亡したとき

その他届け出が必要なとき

- ⑨氏名・住所・世帯主の変更のとき
- ⑩修学のため住所を市外へ変更したとき
- ⑪市外の病院・施設などに入所し、住民票を移動するとき

【手続きに必要なもの】

窓口に来る人の**本人確認書類**、世帯主と対象者の**マイナンバーを確認できる書類**のほか、上記の事由別に以下のものをお持ちください。

- ①②戸籍住民課に提出した住民異動届の控え
- ③勤め先などが発行する健康保険資格喪失証明書
- ④保護廃止決定通知書など保護の廃止が分かるもの
- ⑤国保の保険証、戸籍住民課に提出した住民異動届の控え(引越しワンストップサービス利用者は提出不要)
- ⑥国保の保険証、新しい保険証または健康保険資格取得証明書
- ⑦国保の保険証、保護開始決定通知書など保護の開始が分かるもの
- ⑧国保の保険証
- ⑨戸籍住民課に提出した住民異動届の控え
- ⑩在学証明書(原本)、学生証、入学許可書、合格通知と入学金の領収書のうちいずれか1点
- ⑪入所証明書など入所していることが分かるもの



国民健康保険(国保)の加入・脱退

健康保険や世帯状況が変わるときは、国保課での手続きが必要です。

問い合わせ 国保課 (〒080・8670西5条南7丁目1番地、市庁舎1階、☎65・4138)

市ホームページID.1002624



国保は皆さんからの保険料で成り立っています

国保は、病気やケガをした際に安心して病院で受診することができるよう、加入者の皆さんが保険料を出し合い、医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。

国保に加入する人

国保には、次の人を除き、すべての人が加入しなければなりません。

- ・被用者保険(社会保険)や国民健康保険組合などに加入している人とその扶養家族
- ・生活保護を受けている人
- ・後期高齢者医療制度に加入している人

保険料の納付方法については、市ホームページをご覧ください。



加入・脱退する場合は届け出が必要です

国保に加入・脱退する場合は、事由が生じた日から14日以内に国保課窓口へ届け出が必要です。国保への加入手続きが遅れると、保険料をさかのぼって納付する必要があります。

また、他の保険に加入した場合でも、国保の脱退手続きが必要です。保険料の請求が続いてしまうため、必ず届け出てください。

健康保険の任意継続

一定の条件を満たす場合、退職後20日以内に手続きをすれば、退職後も2年間引き続き職場の健康保険(国民健康保険組合を除く)に加入できます。希望する人は、加入していた職場の健康保険の担当窓口にご相談してください。

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード、もしくは通知カードなどのマイナンバーを確認できる書類と運転免許証などの本人確認書類(顔写真付きであれば1点、顔写真なしであれば2点)
- ②年金手帳または基礎年金番号通知書
- ③学生証の写し(両面)または在学証明書の原本

図1 基準額の計算方法

$$\text{基準} = 128\text{万円}^{*1} + (\text{扶養親族などの数} \times 38\text{万円}) + \text{社会保険料控除額など}$$

*1 令和2年度以前は118万円

表

	受給資格期間への算入 ^{*2}	年金額への反映
納付	○	○
学生納付特例	○	× ^{*3}
未納	×	×

*2 年金を受給するためには一定の要件があります。

*3 承認された期間から10年以内に保険料を納付(追納)すると年金額に反映されます。

追納制度

学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めたときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間から10年以内であれば年金の受給前に限り、さかのぼって保険料を納めることができます。

ただし、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に、経過期間に応じた額が加算されます。追納を希望する場合は、年金事務所で手続きしてください。

図2 過年度分の申請例

令和3年4月時点で、20歳以上で在学していた場合



令和5年5月中であれば、令和3年4月分までさかのぼって申請可能。

学生は国民年金保険料の納付が猶予される制度があります

国民年金保険料学生納付特例制度

問い合わせ 戸籍住民課国民年金係 (市庁舎1階、☎65・4143)、帯広年金事務所(西1南1、☎25・8113 音声案内 2番→2番)

市ホームページID.1002602



国民年金制度は、20歳から60歳まで加入し、その納付状況によって年金額が決定されます。届け出を忘れたり、国民年金保険料の未納があると、将来受け取る年金額が減少するだけでなく、万が一の事故や病気により障害が残った場合に、障害基礎年金を受け取れない場合があります。

「保険料の納付が猶予される」「学生納付特例制度」

学生で保険料を納めることが困難な場合、本人の所得が基準額(図1)以下であれば、申請により在学中の納付が猶予されます。令和5年度の申請受付は4月1日(土)(臨時開設)から、帯広年金事務所での受付は4月3日(月)からです。郵送での申請を希望する場合は問い合わせください。

学生納付特例承認後の年金

学生納付特例が承認された期間は、受給する年齢基礎年金額には反映されませんが、年金を受給するための受給資格期間には算入されます。(表)

過年度分も申請できます

過去の未納期間で学生納付特例の申請をしていない期間がある場合、学生だったことを証明できるものがあれば、申請日から2年1カ月前の分までさかのぼって申請できます。(図2)